

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|--|--|--|
| <p>○ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱 平成二年七月十九日 告示第八百三号</p> <p>第一条 この要綱は、<u>土地利用対策室運営要綱(昭和六十年四月一日施行)</u>に基づく開発事業に係る事前指導のうちゴルフ場の開発を目的とするものの事前指導(以下「事前指導」という。))に関し必要な事項を定め、その適正な施行を確保することにより自然環境の保全と災害の防止に努め、もつて合理的な県土利用を図るとともに、地域の振興に資することを目的とする。</p> <p>第二条～第五条 (略) (開発事業の事前指導)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 前項の事前指導を申し出ようとする開発事業者は、次の各号に掲げる書類(当該各号に定める要件を備えたものに限る。)を添付した開発事業に係る事前指導申出書(以下「申出書」という。)を<u>土地利用対策室長(以下「室長」という。)</u>に提出するものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 前項の規定による申出書の提出を受けた室長は、次の各号に掲げる事項について、当該申出に係る開発区域の所在する市町の長(以下「市町長」という。)に意見を求めるものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>4 <u>室長</u>は、前項の規定による市町長の意見が当該開発事業を促進する旨であった場合にあっては事前指導を行うこととし、<u>室員会議</u>に</p> | <p>○ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱 平成二年七月十九日 告示第八百三号</p> <p>第一条 この要綱は、<u>広島県土地利用調整会議設置要綱(昭和四十九年七月一日施行)</u>に基づく開発事業に係る事前指導のうちゴルフ場の開発を目的とするものの事前指導(以下「事前指導」という。))に関し必要な事項を定め、その適正な施行を確保することにより自然環境の保全と災害の防止に努め、もつて合理的な県土利用を図るとともに、地域の振興に資することを目的とする。</p> <p>第二条～第五条 (略) (開発事業の事前指導)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 前項の事前指導を申し出ようとする開発事業者は、次の各号に掲げる書類(当該各号に定める要件を備えたものに限る。)を添付した開発事業に係る事前指導申出書(以下「申出書」という。)を<u>環境県民総務課長</u>に提出するものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 前項の規定による申出書の提出を受けた<u>環境県民総務課長</u>は、次の各号に掲げる事項について、当該申出に係る開発区域の所在する市町の長(以下「市町長」という。)に意見を求めるものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>4 <u>環境県民総務課長</u>は、前項の規定による市町長の意見が当該開発事業を促進する旨であった場合にあっては事前指導を行うことと</p> | <p>室の廃止に伴うもの</p> <p>室の廃止に伴うもの</p> <p>室の廃止に伴うもの</p> <p>室の廃止に伴</p> |

| 現行 | 改正案 | 備考 |
|---|---|---|
| <p>において申出書の内容を検討した後、その結果を、当該開発事業を促進する旨でなかった場合にあっては事前指導を行わない旨を開発事業者及び市町長に通知するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第七条～第八条 (略)</p> <p>(開発事業の着工等の届出)</p> <p>第九条 開発事業者は、事前指導を受けた開発事業に着工したときは着工届を、当該開発事業を中止又は廃止したときは中止(廃止)届を、当該開発事業を完了したときは完了届を、遅滞なく<u>室長</u>に提出するものとする。</p> <p>2 <u>室長</u>は、前項の規定による届出を受けたときは、市町長にその旨を通知するものとする。</p> <p>第十条～第十二条 (略)</p> <p>(協定の締結)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 前項の規定により協定を締結した開発事業者は、協定書の写しを<u>室長</u>に届け出るものとする。</p> <p>第十四条～第十五条 (略)</p> | <p>し、<u>土地利用調整会議設置要綱第7に定める作業部会</u>において申出書の内容を検討した後、その結果を、当該開発事業を促進する旨でなかった場合にあっては事前指導を行わない旨を開発事業者及び市町長に通知するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第七条～第八条 (略)</p> <p>(開発事業の着工等の届出)</p> <p>第九条 開発事業者は、事前指導を受けた開発事業に着工したときは着工届を、当該開発事業を中止又は廃止したときは中止(廃止)届を、当該開発事業を完了したときは完了届を、遅滞なく<u>環境県民総務課長</u>に提出するものとする。</p> <p>2 <u>環境県民総務課長</u>は、前項の規定による届出を受けたときは、市町長にその旨を通知するものとする。</p> <p>第十条～第十二条 (略)</p> <p>(協定の締結)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 前項の規定により協定を締結した開発事業者は、協定書の写しを<u>環境県民総務課長</u>に届け出るものとする。</p> <p>第十四条～第十五条 (略)</p> <p>附 <u>則(平成二十二年三月二十九日告示第二百六十三号)</u> この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。</p> | <p>うもの</p> <p>室の廃止に伴うもの</p> <p>室の廃止に伴うもの</p> <p>室の廃止に伴うもの</p> |